

神奈川県地球温暖化対策推進条例の特徴

環境計画課

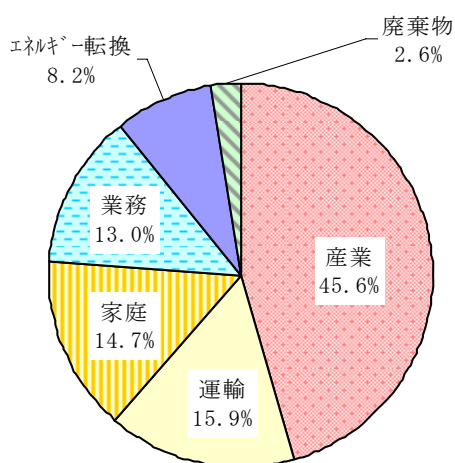
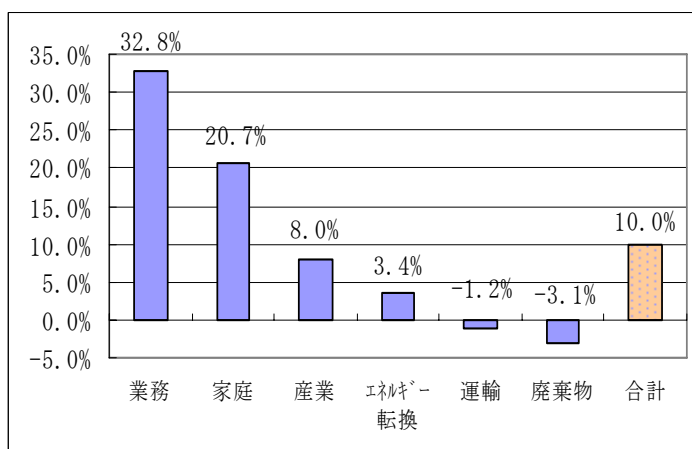
I 条例制定の背景

(これまでの取組み)

- 神奈川県では、2006年に改定した地球温暖化対策地域推進計画で、「2010年の県内の二酸化炭素総排出量を1990年の水準まで削減する」という目標を掲げ、これまでマイアジェンダ登録やエコドライブの推進、企業への環境マネジメントシステムの普及や新エネルギーアドバイザー事業、電気自動車の普及推進など、様々な地球温暖化対策を進めてきた。
- さらに2008年1月には、地球温暖化対策の取組みを強化するため、「クールネッサンス宣言」を行い、県民や事業者へ広く呼びかけを行っている。
- しかし、神奈川県の二酸化炭素排出量は、2006年には1990年比で10.0%（速報値）と大きく増加しており、特に、二酸化炭素排出量の約半分を占める産業部門^(図1)及び大きな排出量の伸びを示している業務部門^(図2)の対策をはじめ、一層の温暖化対策の強化が必要な状況にある。

(条例案検討の経過)

- そこで、神奈川の地域特性を踏まえた、実効性のある制度などを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」を制定することとし、2007年3月に、学識者や、県民、企業代表者等により構成される「地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置し、1年半にわたる議論を重ね、委員会条例案を取りまとめ、県に報告を行った。
- 県では、この委員会条例案を踏まえ、県としての条例骨子案を作成し、県民意見募集や県議会での議論等を経て、このたび「神奈川県地球温暖化対策推進条例（案）」を取りまとめた。

【図1 県内CO2排出量の部門別割合】
(2006年速報値)【図2 県内CO2排出量の部門別伸び率】
(対90年比、2006年速報値)

II 条例の基本的な考え方

1 全ての主体による取組みを推進

地球温暖化問題はあらゆる主体・分野に及ぶ課題であるため、事業者や県民など、各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組を促す。

2 各主体相互の連携・協働を促進

事業者や県民などそれぞれの主体ごとの取組を進めるとともに、各主体が相互に連携し、協働して温暖化対策に取り組む。

3 神奈川の先進性・優位性の活用

本県には、これまで環境問題に積極的に取り組んできた経験と、これを支えた人材、高度な技術を有する産業の集積がある。こうした本県の有する先進性・優位性を活用して、環境配慮技術の開発・普及を促進し、地球温暖化問題への貢献を目指す。

III 条例に盛り込む主な項目

★は全国初の規定

1 目的・定義・責務等

第1条～第6条

目的 化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

2 地球温暖化対策計画等

～地球温暖化対策計画と事務事業温室効果ガス排出抑制計画～

第7条～第9条

県全体の「地球温暖化対策計画」と、県の組織体としての「排出抑制計画」の策定等を知事に義務付け。

3 大規模事業者に対する温暖化対策 ～事業活動温暖化対策計画書制度～

第10条～第17条

一定規模以上の大規模事業者を対象に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の県への提出を義務づけ、それを県が公表するしくみを導入する。

◇ 対象 ①エネルギー使用量が1,500kl/年以上、②100台以上の自動車を使用する事業者
* 県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断（フランチャイズチェーンは一事業者とみなす）

◇ ねらい 事業活動による排出量の3分の2を占める大規模事業者に対し、温室効果ガスの削減に向けたより積極的な取組を促し、産業部門・業務部門の排出削減を図る。

◆ 本県条例の特色

- ・ 計画書の内容として、地域の温暖化対策に貢献する取組（中小企業への支援や環境教育、森林保全など）を位置づけ ★
- ・ 計画書の改善を求める際に、専門家の意見を求めるための計画書審査会を設置 ★
- ・ ビルオーナーなど計画書提出事業者の取組みに対し、テナント等の協力を規定

4 中小規模事業者に対する温暖化対策の取組支援

第11条の4

第13条

温暖化対策に関する情報や人材が十分ではない中小規模事業者に対し、情報提供を積極的に行い、事業活動温暖化対策計画書（簡易型・任意）の作成指導など、計画書制度を活用して、温暖化対策を積極的に支援する。

◆ 本県条例の特色

- ・ 中小規模事業者に対する情報提供や助言等の支援 ★
- ・ 計画書を提出し、優れた温暖化対策に取り組む事業者に対する支援 ★

5 大規模建築物に対する温暖化対策 ～建築物温暖化対策計画書制度～ **第18条～第31条**

一定規模以上の建築物を対象に、環境性能評価の実施とその結果の公表や、販売や賃貸をする際の広告への表示を義務づける制度を導入する。

◇ 対象 新築、改築又は増築に係る延べ床面積が 5,000 m²を超えるもの

◇ ねらい 環境性能評価の公表や広告への表示により、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図る。

◆ 本県条例の特色

- ・ 販売時の広告への環境性能表示義務を、マンション以外の建築物も対象とする ★
- ・ 新エネルギー等の活用の検討を義務付け

6 一般住宅の温暖化対策 ～新エネルギーや省エネ住宅の普及～

第32条

県は、市町村や事業者と連携・協働して、新エネルギーや優れた省エネルギー性能を備えた住宅の普及に努める。

◆ 本県条例の特色

- ・ 新エネルギーや優れた省エネ性能を備えた住宅等の普及を図るため、県が、市町村、住宅メーカー、住宅展示場主催者などと連携して取り組むことを規定。 ★

7 開発事業に対する温暖化対策 ～開発事業温暖化対策計画書制度～ **第33条～第39条**

一定規模以上の開発事業を対象に、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を導入する。

◇ 対象 10,000 m²以上の区域において、床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物の新築を目的とする開発事業

- ◇ ねらい 複数の建物間のエネルギーの共同利用など、計画の初期段階でなければ導入が困難な対策の検討を促し、開発後のエリア全体の温室効果ガスの排出抑制に配慮した計画を誘導する。

◆ 本県条例の特色

- ・ 開発事業における温暖化対策の検討を求める制度の導入は、都道府県で初めての試み。
★（都道府県初）

8 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び利用の促進

第40条～第41条

- 県、事業者及び試験研究機関は、連携・協働して、新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び普及に努める。
- 県は、市町村や事業者等と連携・協働して、新エネルギー等環境配慮技術の利用を促進するための施策を講じる。

◆ 本県条例の特色

- ・ 本県の環境問題に積極的に取り組んできた経験、人材、産業・技術の集積を活かし、新エネルギーや省エネルギーに関連する環境配慮技術の研究開発を進め、利用の促進を図っていくという考え方を、具体的に規定。

9 交通に関する温暖化対策

第43条～第45条

- 事業者や県民は、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用の抑制に努める。
- 大規模集客施設の管理者やイベントの主催者は、自動車での来場を減らすための措置を講じるよう努める。★
- 自動車メーカーは、エコドライブ機能の搭載に努める。★
- 自動車メーカー、ディーラー、レンタカー事業者等は、温室効果ガスの排出が少ない自動車の製造・販売・提供に努め、企業や県民はそうした自動車の使用に努める。
- 県や、駐車場管理者など自動車交通に関与する者は、電気自動車など温室効果ガスの排出が少ない自動車の普及や、充電設備の設置など利用しやすい環境の整備に努める。★

◆ 本県条例の特色

- ・ 電気自動車の普及なども含め、交通・自動車に関する温暖化対策を総合的に規定。

10 日常生活等における温暖化対策

第46条～第47条

- 温室効果ガスの排出が少ない製品や排出抑制に寄与する製品の開発に努める。
- 製品・サービスを販売・提供する事業者は、レジ袋の削減や営業時間の見直しなど、より温室効果ガスの排出が少ない方法での販売等に努める。★
- 事業者及び県民は、事業活動又は日常生活における照明や空調設備の過度なエネルギー消費の見直しに努める。

◆ 本県条例の特色

- ・ 家電製品等に限定せず、ライフサイクル・アセスメント（製品の原料採取から廃棄に至るまでの様々な場面で発生する環境負荷を評価する考え方）の視点も考慮し、幅広い製品、サービスに関する取組を促すとともに、日常生活や職場におけるエネルギー使用の見直しについても規定。

1 1 温暖化対策教育の推進

第 48 条

- 県は、教育機関や事業者等と連携・協働して、温暖化対策に関する教育・学習の振興や、指導者の育成に努める。
- 県は、教育機関や事業者と連携・協働して、温暖化に関する専門的な人材の育成に努める。

★

◆ 本県条例の特色

- ・ 地域で活動するリーダーの育成や、エネルギー管理の専門家、排出権取引ビジネスや排出削減プロジェクトに係る人材など、今後、必要となる専門的な人材の育成について規定。

1 2 事業の登録

第 49 条～第 52 条

- グリーン電力証書の発行やエコドライブ講習の実施など、他の者の温室効果ガスの排出量の削減に貢献する事業の周知を図るため、これらの事業の登録制度を創設する。 ★

◆ 本県条例の特色

- ・ 他の者の温暖化対策を支援する事業を登録し、周知を図る制度は、本県独自の規定。

1 3 顕彰

第 59 条

- 県は、地球温暖化対策の推進に功績があったと認められるものや優秀な事例の顕彰に努める。

IV 施行時期等

1 施行規則の制定

- ・ 5月～6月に、施行規則のパブコメを実施

2 条例施行

各計画書制度及び事業の登録については別途規則で定める日*から、その他の努力規定については平成 21 年 7 月 1 日から施行。

- * 事業者等に義務が課される計画書制度については、最低でも半年以上の「周知期間」を置く予定。